

株式会社日本スマートエネルギー認証機構のご紹介

会社概要

会社名	株式会社日本スマートエネルギー認証機構
代表者	代表取締役 尾石 裕行
設立	2006年6月13日
資本金	10百万円
業務内容	<ul style="list-style-type: none">・温室効果ガス排出量/排出削減量の第三者認証・事業所/事業者排出量の審査 (ASSET事業)・削減量クレジットの審査(Jクレジット制度)・自治体(東京都、埼玉県)制度の検証・カーボンオフセット認証
所在地	〒104-0028 東京都中央区八重洲2-7-2 八重洲三井ビルディング 1F
連絡先	TEL : 03-6262-1482(代表) FAX : 03-6262-1483 HP : http://www.smart-energy.jp/jse/

日本スマートエネルギー認証機構のコミットメント

品質方針

1. 株式会社日本スマートエネルギー認証機構(JSE)は、社会における地球温暖化防止活動に関するディスクロージャーの信頼性の向上のために、質の高い審査サービスを全国に提供します。
2. JSEは、法令を遵守するとともに、独立した第三者として審査し、公平な意見を形成するために、コンサルティング業務を一切行いません。また、審査業務受け入れ時に利害関係調査を徹底することにより、グループ会社で実施するコンサルティング業務等により、JSEの審査に対する公平性が脅かされないことを確認できたもののみ、審査業務として受け入れます。
3. JSEは、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善を行います。

品質目標

審査業務を実施する専門家の能力を高め、審査活動の品質を向上することにより、審査機関としてのJSEに対する社会からの期待に応えます。

審査の公平性の確保

1. JSEは、いかなるときも公平な意見を形成するために、審査活動において独立性の確保につとめます。
2. JSEは、公平性の確保を担保するため社外委員による公平性委員会を年一回開催します。



日本スマートエナジー認証機構は 温室効果ガス排出量/削減量(クレジット)の 第三者審査業務を専門とする審査機関です

サービスメニュー

日本スマートエナジー認証機構

- ・温室効果ガス審査協会会員 ・Jクレジット制度での登録審査機関
- ・環境省制度・東京都/埼玉県制度での登録検証機関

企業のGHG排出量の認証 (カーボンマネジメント利用)

- ・今後の規制強化に伴い、必要となるGHGリスクに備え、自社のGHG排出様態(インベントリ)を正しく把握。
- ・排出源の網羅性、使用する算定式・排出係数の合理性、不確実性評価についての判断など、専門的に確認。

政府(Jクレジット制度)の審査

- ・設備更新等で排出権を生み出すことのできるこの制度においては、事業承認、クレジット認証に至るには第三者審査が必要であり、JSEはこれまで450件以上(2016年10月現在)の審査実績を有する。

ボランタリー型

営業戦略上有効な情報の第三者認証

- ・自社の持つ製品・技術の導入により期待できるGHG排出量削減効果について第三者審査を受けることで、営業戦略上役立つ。



カーボンオフセット認証

- ・目に見えない排出権や排出量にお金を払うカーボンオフセットは、透明性・信頼性が重要。
- ・顧客や消費者に対して説明責任を十分に果たし、信頼性の高い、透明性のあるカーボンオフセットを実施するために、排出量、排出権の調達・無効化状況を第三者がチェック。

国の制度

環境省制度(ASSET事業の審査)

- ・環境省のASSET事業(先進対策の効率的実施による業務CO2排出量大幅削減事業設備補助事業)では、第三者による審査が義務付けられている。
- JSEはこれまで60件以上(2016年10月現在)の実績を有する。

地方自治体の制度

- 東京都排出量取引制度/埼玉県目標設定型排出量取引制度
- ・大規模事業所への温室効果ガス排出総量削減義務を課す両制度において、排出量や各種クレジット等の検証が必要であり、JSEは都制度において、毎年約120事業所の検証実績を有している。

審査プロセス

審査・検証は各制度のルールに従って実施します



事業内容、導入設備や事業所などの概要についてお問い合わせ致します。

- ・独立性の確認
- ・JSEが実施資格を有する審査であるかどうかの確認
- ・審査プロセスの説明
- ・お見積もり

守秘義務契約を相互に締結し、業務上知り得た情報について公開しないことを約束。審査の目的、基準、実施方法、金額、時期等について約束。

チーム編成し、実施時期、範囲、証拠収集手続などの計画を、ご相談させて頂きながら策定します。

作成頂いた計画書の報告数値、バウンダリの設定、排出源の捕捉やモニタリング方法が適正か等の点において、ガイドラインに照らして検証。

必要に応じて関係者インタビュー、現地審査、追加資料の請求、背景調査や関係文書の修正依頼等を実施。

要修正事項があった場合にはそれが解決した事を確認し、また弊社内部レビュー等を経て機関としての意見形成を行い、報告書を発行します。

公平性委員会

異議申立処理委員会

初回相談無料

お気軽にお問い合わせください



日本スマートエナジー認証機構